

令和4年長浜市農業委員会6月定例総会会議録

令和4年6月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（16人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	7番 廣部 重嗣
	8番 森 勘十	9番 橋本 治太郎
	10番 村方 義昭	12番 尚永 稔
	17番 小畑 義彦	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

11番 伊藤 泰子	14番 北川富美子
15番 大塚 高司	16番 阿辻 康博

3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則
副参事 近藤 英昭、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用届出について
報告	田畑転換等農地の形状変更届出について
議案第66号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第67号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第68号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第69号	農用地利用集積計画案について
議案第70号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第71号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第72号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について
議案第73号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について
議案第74号	令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について

5. 議事録署名委員

17番 小畑 義彦 18番 池田 美由紀

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和4年6月定例総会を開催させていただきます。さて、平成28年4月の改正農業委員会法の施行から6年が経過しましたが、農業委員会組織はこの間、新たな法令業務である農地利用の最適化に組織を挙げて取り組まれてきました。特に、人・農地プランの実質化では、意向把握と話し合いの参加により、地域の農業者と向き合いながら農地利用の在り方を検討して頂いております。しかしこの間も農業者の高齢化や後継者不足が続いており、農村の人口減少は簡単には解決できない大きな課題となっています。このため農業、農村の問題を幅広く汲み上げた政策提案の決議や新たな全国運動の内容を踏まえ、組織を挙げて運動を推進するための申し合わせ決議等を行うため、3年ぶりに令和4年度全国農業委員会会長会が開催されましたので、会長とわたくしで出席いたしました。また、長浜市とJAが連携し5月17日、新栄町の株式会社グリーンパワー長浜さんの管理圃場において、ロボット田植え機実演会が開催されました。当日は市内の農業者、農業関係者30名あまりが参加され、無人で田植えを行える、ロボット田植え機がスムーズに作業を進めて行く様子を見学されました。訪れた農業者からはスマート農機の導入は大きな投資となるが、今後の人出不足を考えると大きな助けになり、長期的にみればコスト削減につながるなどの意見も寄せられたと聞いております。こうした中、農業振興課では、6月1日～6月30日までを申請期間として、今後のポストコロナを見据え、市内農業者の更なる業務効率化や、農業経営の多角化、稼げる農業に向けた経営転換の取組みを推進するため、スマート農業機械の購入や、麦、大豆、野菜等の耕作する機械の購入にかかる費用を支援されます。また、6月3日より長浜市議会も6月議会が開会

されました。燃料の高騰、肥料等の値上げが続く中、このようにどんどんと農業者の経営を支援する施策ができてくることを期待しています。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。本日の定例総会につきましては、委員総数20名内16名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、5月19日理事会並びに常設審議委員会が津市で開催され、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が2件、4条申請が2件、5条申請が4件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、長浜農業振興地域整備計画の変更について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る6月3日に当番委員、3番の家倉和行委員、20番の西橋絹子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

3年ぶりに令和4年度全国農業委員会会長会が開催されましたので、出席させていただきました。出席者のなかに若い方がおられないと私は感じました。また、ほとんどの方は田植えを終えられ、緑の絨毯のように敷き詰められたような状況でございます。麦のほうも、まだ一部では刈取りが済んでないところもございますが、いずれにしてもこれからの成長が楽しみです。少し成長が悪いようにも感じます。いろいろと努力はしておりますが、本国の自給率は37%。これを上げる努力には政府の導入も必要だと私は思います。国の施策としても、日本の農業についていろんな施策をされるようですが、たちまち地元の問題や、農業委員の日頃の活動など、次々と法令化されております。今後は新しい農業としていろいろと取入れられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の欠席通告、11番の伊藤泰子委員、14番の北川富美子委員、15番の大塚貴司委員、

16番の阿辻康博の欠席通告をいただいています。本日の議事録署名委員報告、17番の小畑義彦委員、18番の池田美由紀委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしく願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、下坂浜町地先、畑1筆、74㎡を売買により駐車場、通路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は東は宅地、西は譲渡人所有農地、南は雑種地、北は道路です。

番号2、土地の表示、山階町地先、畑1筆、208㎡を売買により住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は宅地、西は山林、南は畑、雑種地、北は畑です。

番号3、土地の表示、西上坂町地先、田5筆、5,591㎡、畑1筆、39㎡、合計5,630㎡を売買により事業用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東と西は水路、南は道路、北は譲渡人所有農地です。

番号4、土地の表示、神照町地先、田3筆、1,208㎡、畑11筆、1,128.11㎡、合計2,336.11㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東と西は譲渡人所有農地、南は宅地、北は宅地と譲渡人所有農地です。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用の届出について、令和4年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、森町地先、畑1筆、175㎡を農業機械作業ヤードに転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東は田、西は道路、南は畑、西は道路です。

番号2、土地の表示、安養寺町地先、畑1筆、206㎡の内84.57㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東は宅地、西は道路、南は畑、西は畑です。

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和4年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。また、3件については一括で施工される計画で、関連がありますので一括してご報告させていただきます。

番号1、土地の表示、余呉町椿坂地先、田2筆、2,286㎡を果樹園にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。番号2、土地の表示、余呉町椿坂地先、田2筆、843㎡を果樹園にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。番号3、土地の表示、余呉町椿坂地先、田1筆、1,079㎡、畑1筆、175㎡、合計1,254㎡を果樹園にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は東は国道365号、西は道路、北は水路、南は北陸自動車道路です。形状は現状の高さから東側国道に合わせ最大5m程度盛土され、栗の木を植える計画です。今回の計画は全体で4,383㎡と大きな面積ですが、当該地は農振白地の田、畑であり、北東の国道より南西の道路に向かって棚田形状となっており、東側国道より西側道路までの高低差が5m程度あり、また、かなりの年数遊休農地と耕作放棄状態であり、さらに所有者が全て高齢者であることから、今後の管理にも問題が多く、交通の便の良い国道に高さを合わせ、栗の木を植えることで管理し易い農地とする計画です。こうしたことから、事務局としてはやむを得ないものと判断し、受付をしております。しかしながら、大きな面積でもあり、盛土高も通常より高い事から、農地等調査委員会事前審査委員会にお諮りをしたところ、やむを得ないとのご意見をいただきましたが、隣接する高速道路と近接する余呉川の管理者と協議を行うようご指示をいただきました。高速道路管理者のネクスコ並びに余呉川管理者の滋賀県と協議を行われ本計画で問題ないとの報告を受けております。

以上事務局からの報告を終わります。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか。

(会長)

田畑転換等農地の形状変更届出についてお聞きします。こちらの付近で、3年ほど前に大々的に違う作物の話があったと思いますが、その時の場所ではないのですか。

(事務局)

お答えします。そちらの場所とは違うと思います。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

(二矢委員)

周囲の状況として、東は道路、西が国道365号になると思います。また、以前に申請があった場所は、もう少し北側の集落に近いところで、現在は耕作されておられません。

(事務局)

申し訳ありません。周囲の状況を訂正させていただきます。

(会長)

他にございませんか。

(森川委員)

同じく、田畑転換等農地の形状変更届出についてお聞きします。こちらは申請者の方が計画し、管理などもされるのですか。

(事務局)

そのようにお聞きしております。

(森川委員)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第66号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第66号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が2件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、湖北町津里地先の畑1筆、95㎡と湖北東尾上町地先の畑1筆、666㎡合わせて761㎡を売買にて取得されるものです。申請地は2筆とも青地の畑で、現地確認をしたところ、湖北町津里地先は不耕作地で湖北東尾上町地先は保全管理がされておりました。本案件は6月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。

番号2、土地の表示、高月町西柳野地先の田1筆、1,596㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の田で耕作をされていました。譲渡人は高齢で管理ができないことから、申請地集落に居住している譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

以上、番号1、番号2につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第66号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第66号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第66号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第67号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第67号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第67号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていますが案件につきましては、さる5月23日に、農地等調査委員会の將亦委員長、3番の家倉和行委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましては、令和4年6月3日に3番の家倉和行委員、20番の西橋絹子委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろ

しくお願いします。

(事務局)

申請番号1、木之本町北布施地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものは例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員さんよりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、木之本町北布施地先、田、717㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は東は里道、西は宅地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは、昭和45年頃に申請人の先代が住宅を建設され、また平成4年頃にも、住宅、離れと車庫を建設され、現在に至っております。土地改良区の転用決済金を支払われている経過は残っているものの、転用事実が確認できません。今回、申請人が当該地の一部に孫の住宅を建設する手続きを進めていたところ、登記簿の地目が農地であることが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地の南側の道路側溝に排出されており、また、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。申請地は都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

(西橋委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、内保町地先、田、528㎡、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は東は農地、西は道路、南は水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は農地の担い手を探すのに苦慮している中で、地元の工務

店から資材置場の確保の依頼を受けて申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然排水及び敷地の西側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第67号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第67号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第68号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていきます案件につきましては、先の議案第67号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、余呉町坂口地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北部に位置します。

写真をご覧ください。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、

申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから、受付いたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告いただきます。

(家倉委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、余呉町坂口地先、畑、280㎡ 転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は農地、南は宅地、北は里道です。

写真をご覧ください。今回、譲受人が居宅の近くに車庫の建設を検討し、土地を探していたところ、譲渡人の土地を譲り受ける話がまとまったので、申請されたものです。また、同敷地の一部には、昭和56年に譲受人の先代と譲渡人の先代が相談の上、譲受人の先代が農業用倉庫を建設していたが、農地転用の手続きができていないことが判明し、現況の土地利用状況に合わせるために申請されています。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、排水柵により敷地の北西側の側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、湖北町山本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、西橋委員さんよりご報告をいただきます。

(西橋委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、湖北町山本地先、田、839㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西は宅地、南は道路、北は道路です。

写真をご覧ください。借主は妻の実家近くの敷地で住宅の建築を考えており、妻の義父名義の申請地が適地と判断し、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地の北側及び南側に道路側溝に排出できるようになっており、隣接農地はないため、影響を及ぼす恐れがないと判断できます。また、一般の住宅の敷地面積よりやや大きい理由としては、転居に合わせて犬を飼う予定で、そのドッグランも住宅の横に整備される予定となっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、湖北町山本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員さんよりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、湖北町山本地先、畑、201㎡、契約内容は贈与で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は農地、南は里道、北は農地です。写真をご覧ください。譲受人夫妻は妻の実家近くの敷地で住宅の建築を考えており、妻の父名義の申請地が適地と判断し、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、東側の道路側溝に排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、余呉町川並地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、西橋委員さんよりご報告をいただきます。

(西橋委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、余呉町川並地先、畑、145㎡、契約内容は売買で、転用目的を庭園とした申請です。周囲の状況は東は農地、西は宅地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は敷地の西側で飲食旅館業を営んでおり、施設の前に庭園を設置する計画を立て、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。草がたくさん生えている状況です。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第68号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第69号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第69号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は所有権の移転の案件が1件ございます。所有者1人、取得者1人、筆数は1筆、面積は1,027㎡所有権移転される計画です。所有権移転と書かれたものが今回の内訳でございます。利用の欄に農業倉庫でございます。本日、担当課が内容につきましてのご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(農業振興課)

今月は、相対による所有権の移転の案件がございます。所有者1人、取得者1人、筆数は1筆、面積は1,027㎡を所有権移転される計画です。それでは、農用地利用集積計画の所有権移転について、をご覧ください。

番号1、西上坂町地先、耕作及び農業用倉庫の整備目的で売買されるもので、譲受人が認定農業者であることから、農業経営基盤強化促進法により所有権移転をすることになったものです。詳細をご覧ください。同筆内にて2通りの利用用途を予定しており、1,027㎡のうち、795.86㎡が水田、231.14㎡が農業用倉庫建設地となります。このことについて、通常、農業用施設用地としての売買には農地法5条による転用のための権利移動の許可が必要となります。しかしながら、農業経営基盤強化促進法では、移転登記や転用に係る農業経営体の事務手続きを軽減するという目的から、農用地利用集積計画によって転用のための所有権の移転が行われる場合には、農地法5条の許可が不要とされています。本件については、取得者が長浜市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にて定める農地取得者としての要件に合致していることに加え、農業用倉庫の整備が現時点で未着工であることから、農用地利用集積計画による農業用施設用地としての売買手続きを進めます。

説明は以上です。ご審議の程、お願い致します。

(会長)

ただいま説明のありました議案第69号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問を受けました議案第69号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第70号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第70号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から19番までの19件、早崎内湖土地改良区から申し出のありました20番の1件、合計20件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第70号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第70号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に議案第71号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第71号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。令和4年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

本日、担当課が内容につきましてのご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(農業振興課)

今回の除外申出は全4件、8筆ございます。お手元の議案書には、変更申出地の概要や変更理由、土地所有者や変更申出者の情報を記載しておりますので、適宜ご確認願います。

本日付議しました案件は、去る4月1日から4月22日にかけて受付した申出に基づく除外案件です。ご承知のとおり、青地については、農業以外の目的には利用できないこととなっており、原則として農地転用ができません。やむを得ず住宅や資材置場などに利用したい場合は、あらかじめ除外手続きが必要となります。農用区域を除外するためには、緊急性が高く、具体的な計画が必要です。また、農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発行為の許可など、他法令に基づく許認可の見込みがなければ、除外手続きを進めることはできません。土地利用に関する具体的な計画があることを前提として、代替性がなく、他の場所では計画できないことの確認や、直近の土地改良事業の完了から8年が経過していること、農地の集団性、連担性や、担い手への農用地の利用集積及び周辺農地への影響が少ないことを確認するなど、すべて満たしたうえで、真にやむを得ないと判断できる場合のみ、除外の可能性が見込まれます。今回、申しあげたものは、除外要件の適否を判断する際の基本となる部分でございますが、このほかにも規模は過大ではないか、無秩序な開発を誘発させることはないか、地元の合意が得られているかなど、土地利用に関する総合的な調整を行ったうえで法手続きを進め、最終的に県知事の同意を得ることにより、除外することを決定できる仕組みとなっております。それでは、各案件につきまして、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は一括で行い、質疑につきましては、説明終了後にお受けいたします。

1件目。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、東上坂町の中央あたりに位置しております。北側には、観光農園ごんせがあります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、東上坂町字柿田、3筆、合計512.7㎡、北側は市道、南側は水路と接しています。

現地写真をご覧ください。土地利用計画の内容について説明いたします。申出人は、当該

地北側に位置する観光農園ごんせを経営しており、カフェやいちご狩り、バーベキューなどを楽しめる施設となっております。現在、来客用の駐車場を15台分確保しておりますが、場合によってはテイクアウトのお客様に路上駐車にて待っていただくなど、駐車場用地が不足している状況であり、この問題を解消するため、施設程近くの申出地にて新たな駐車場の整備を計画されました。規模の妥当性については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと判断しております。施設近隣の農用地区域以外の土地で検討を行いました。代替地を確保することができず、除外はやむを得ないものと考えます。農用地区域の縁辺部に位置し、周辺は水路及び道路と隣接しており、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。変更申出地は直近土地改良事業の完了から8年以上経過しており、支障はありません。当該土地利用については、観光農園の来客者に安全かつゆっくりと楽しんでもらうために計画されたものであります。除外5要件をすべて満たし、地元自治会及び農業組合の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

2件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、高月町東物部、高月町高月、それぞれ一筆ずつ。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、高月町東物部字尾山田、3,153㎡のうち135㎡、高月町高月字樋ノ町、2,599㎡のうち100㎡。

現地写真をご覧ください。申出者は上水道事業者であり、人口減少や管理経費の増加による経営悪化のため、一部の浄水施設の廃止を決定されました。これに伴い、高月浄水場の増強を図るべく、高月浄水場近隣にて新たな取水施設、いわゆる井戸の整備を計画されました。本件は、水道法の規定に基づき水道事業者が実施するもので、公益性の高い施設として、農振法における除外手続きにおいて、通常の外要件による適否判断によらず特例的な取り扱いが可能であり、区域から除外することが認められております。

地元自治会及び農業組合の同意を得ており、必要最小限の規模での整備を計画されているものであります。

3件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、余呉町川並の西側に位置しております。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、余呉町川並字島、2筆、合計167㎡、周辺は水路や宅地に囲まれております。

現地写真をご覧ください。1枚目の写真は、北側から南側を向いて撮影したもので、ご覧のとおり車庫が建っています。2枚目の写真は、北側の住宅と一緒に撮影したものです。申出地につきましては、申出人の先代が駐車場として利用していた土地であり、この度、申出者は北側の住宅と併せて相続を受けられました。申出人は、住宅と駐車場について、空き家バンクを通じた売買を検討され、買い手が決まったのですが、申出地である駐車場用地について、地目が田であり、かつ青地であることが判明したことから、今般、申出に至

ったものです。そもそも当該地については圃場整備が行われておらず、青地に含まれてしまった経緯も不明な土地でございます。また、売買後も駐車場用地として利用される見込みであることから、農振除外手続きを進める判断を致しました。

地元自治会並びに農業組合の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

4件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、西浅井町岩熊の中心に位置しています。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、西浅井町岩熊字五反田、485㎡、西は水路、東は市道と接しております。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、東側の市道から撮影したものです。現在、申出人は、自身の所有する陶器や絵画を展示する私設美術館の開館を予定しておられます。しかしながら、来客用の駐車場スペースがなく、車での来館に対応出来る状況でないことから、申出地にて駐車場の整備を計画されました。集落内の農用地区域以外の土地で検討を行ったが代替地を確保することができず、やむを得ない状況です。規模の妥当性については、具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと判断しております。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、周辺は水路、道路と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではない。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路、道路等は、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。変更申出地は、直近土地改良事業の完了から8年以上が経過しており、支障はありません。当該土地利用については、私設美術館の駐車場の整備を目的として計画されましたが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第71号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(将亦委員)

4番についてお聞きします。農用地範囲の地図を拝見できませんか。東側が市道とお聞きしましたが、南側も市道ではありませんか。

(農業振興課)

お答えします。南側は市道ではございません。

(将亦委員)

それでは一般道になるのですか。

(農業振興課)

農道です。

(將亦委員)

北側にある農地は現在も耕作されておりますか。

(農業振興課)

はい、耕作されております。

(会長)

同じくお聞きします。今回で残った青地の農地については、現在の状況をみて、どのように判断されておられますか。

(農業振興課)

今回、こちらの農地についても計画をされていたのですが、土地所有者の意向で北側の土地については、譲っていただけなかったようです。本市におきまして、必ず残すべき場所であるとは判断しておりませんが、今回は土地所有者のご意向で除外できませんでした。

(將亦委員)

はい、わかりました。農用地としてあまり耕作されていないと感じますので、こちらも一緒に計画されれば良かったように思う。

(農業振興課)

おっしゃられる通り、やむを得ない場所とそれが影響して残った農地です。現在、畑として地元の方が自家用野菜を耕作されており、今後、本市につきましても、土地利用計画に基づきまして、約5年ないし10年を目途にこの除外という手続きではなく、計画の見直しということを行っております。その際は各地域からご意見をいただき、実状が変わってきたものを、今後も農地として守っていく場所と、見直していく場所を申し出いただく機会もごございます。また、地元集落の方からご意見いただけましたら、真摯に対応していきたいと思っております。

(会長)

私がお聞きしたいのは、近くにある水道事業団で、地下水を上げる施設がある。高月町が水道水として利用しているところになるのですが、木之本町で使用している施設が老朽化してきたので、こちらで計画されているということですか。

(農業振興課)

お答えします。木之本町の浄水場の計画見直しで、木之本町大音にある浄水場の廃止が決定された関係で水量確保するため、この地域には1号井戸と2号井戸があり、浄水場が公立中学校の近くにごございます。水を供給するために、1号井戸、2号井戸があり、さらに必要ということで、3号井戸と4号井戸が今回の申し出でございまして、現在ある、1号井戸と2号井戸に影響を及ぼさない範疇で少しはずし、また、浄水場からあまり遠くなると管の距離が必要になるということでいくつか検討された結果、今回の2ヶ所の方針をされました。木之本町の浄水場の関係で、ここで水を確保する必要ができたということでごございます。

(会長)

はい、わかりました。

他にございませんか。

(会長)

ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、市長から意見を求められました議案第71号、農業振興地域整備計画の変更について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

(会長)

次に議案第72号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第72号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和4年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより公示したときはその面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。今般公告を行う設定を行う別段の面積については、尊野町地先の畑1筆、安養寺町地先の畑1筆、木之本町黒田地先の畑2筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、尊野町地先の畑1筆は空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。また、安養寺町地先の畑1筆、木之本町黒田地先の畑2筆は、令和4年4月1日の要綱改正により追加された指定農地として申請されたものです。尊野町地先の畑1筆について、さる5月18日に現地委員であります西橋委員と事務局で現地調査を行った結果、遊休農地でしたが、営農については耕作再開も容易であり、別断面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。木之本町黒田地先の畑2筆について、さる5月20日に二矢委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作をされておりましたが、今後遊休農地になるおそれがあることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。安養寺町地先の畑1筆について、さる5月19日に現地委

員であります八若委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作をされておりましたが、今後遊休農地になるおそれがあることから、別断面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、5月23日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。指定の解除を行う別段の面積については、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。

以上をもちまして、議案第72号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第72号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。

17番の小畑義彦委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。

それでは議案第72号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

次に議案第73号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案および、議案第74号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案については、関連事案として一括で審議したいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第73号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について。議案第74号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、意見を求めます。
令和4年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは議案73号と74号について、続けて説明させていただきます。この活動の点検、

評価及び目標とその達成に向けた活動計画につきましては、農業委員会活動の透明性を確保するため、毎年度、策定しインターネット等で公表することが農業委員会等に関する法律で定められております。本案件は令和4年5月13日に農地最適化委員会で承認をいただき、定例総会にかけさせていただいております。

それでは議案第73号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について説明させていただきます。まず、農業委員会の状況についてですが、令和3年3月31日現在の数値で記載しております。また、一番下の新制度に基づく農業委員会のところの数値は昨年度改選がありましたので、改選前の数値も記載しております。

担い手への農地利用集積、集約化でございます。現状及び課題で令和3年3月31日現在で集積面積が5,531.4haで、集積率が69.58%となっております。課題は、小規模農家の廃業の増加や、大規模農家の廃業後の広大な農地の受け手や担い手がない、また担い手の高齢化が進むなかでの後継者不足などが課題となっております。この現状に対して、令和3年度の目標及び実績は、集積目標5,978.4haに対し、集積実績が5,939.2haとなり、達成状況は99.34%です。集積実績の数値は、今年度より共済細目書の数値で計算しております。目標の達成に向けた活動実績については、市部局、農地中間管理機構、JA等と連携をしながら、人・農地プランの作成に向けた説明会、地域の話し合いに参画し、地域の担い手への農地集積の促進を図っていただきました。目標及び活動に対する評価については、おおむね妥当あったと評価しました。活動に対する評価については、人・農地プラン未策定地域の作成重点地域を指定し、関係機関が連携でき、新たな地区でプランが作成できました。

次に、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、令和3年度は新たに3経営体が参入され、内訳はいちご栽培が1件、施設野菜が2件です。参入実績面積は1.8haでございます。目標の達成に向けた活動実績は、新規就農者に対して、サポートチームで定期的な訪問をしていただいたことです。目標に対する評価においては、目標以上の新規就農者はあったが、土地利用型の新規就農者がいませんでした。活動に対する評価においては、トータル的な支援に一定の効果があることを評価としています。遊休農地に関する措置に関する評価については、現状45.7haに対して、令和3年度の解消実績は、前年度より5.1ha遊休農地が増加しております。増加の原因としましては、高齢者の離農や、大規模農家の廃業により、手放された農地の調整が難しかったことが考えられます。目標の達成に向けた活動実績については、農地パトロールを8月から9月に行っております。目標及び活動に対する評価については、一度再生されても、再遊休化した農地もあったため、発生防止を努め地域の小規模も含めた農業従事者を増やす必要があることがわかりました。

次に違反転用への適正な対応につきましては、違反転用面積実績は、湖北町賀地先の田が解消されましたので2.28haから2.06haと0.22ha減少しております。活動計画、実績及び評価については、違反転用者への指導に加え、転用案件の現地確認時のパトロールと市内全域を対象とした農地パトロールにより早期発見に努めたことや農地等調査委員会の取り組みが一定の効果を上げていることと考えます。農地法等によりその権限に属された事務

に関する点検でございますが、農地法第3条に基づく許可事務の実施状況は、令和3年度の処理件数は57件ですべて、許可しました。農地転用に関する許可事務の実施状況は、令和3年度の処理件数は156件で、内、農地法第4条許可が37件、農地法第5条許可が119件で、すべて許可しました。農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等につきましては、記載のとおりでございます。地域農業者等からの主な要望、意見等はありませんでした。事務の実施状況の公表等でございますが、総会等の議事録の公表はホームページに掲載しております。農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、当局より市部局へ意見具申を行っております。主な内容につきましては、多様な担い手の確保、育成や持続可能な農業経営の支援についてなどです。活動計画の点検、評価については、本日、議案としてあげている内容をホームページにて公表しております。

以上が議案第73号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案でございます。

続きまして、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明させていただきます。様式が今年度から変更されております。農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制は農業委員数20名、推進委員27名の合計47名です。また、農業委員の中の認定農業者や女性等の数字をたすと20名を超えますが、これは農業委員の中に認定農業者や女性が何人いるかわかりやすいように、認定農業者で女性の委員は両方でカウントしておりますので20名以上になっております。農地、農地等の概要は総農家数3,000経営体、農業経営体販売農家数は1,629経営体で、農業センサスのデータに基づいて記載しております。認定農業者は436経営体、基本構想水準到達者87経営体、基本構想水準到達者は農業改善計画を更新されなかった元認定農業者です。新規就農者数は11経営体、集落営農数は45経営体となっております。耕地面積は7,940haで昨年度から10ha減少しております。この数値は、耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。最適化活動の目標につきましては、令和4年3月31日現在の管内農地面積7,940haに対して集積面積5,939haで集積率が74.8%です。課題は大規模農家に集積が進むなか、高齢者の担い手が手放された農地、または条件の悪い、圃場の受け手を探すのに困難となっているということです。集積率の目標は、農業振興課所管の長浜市農業活性化プランに合わせて、令和5年度に80%にしております。令和4年度は現状の74.8%と令和5年度目標値80%の間で77.4%としております。遊休農地解消の目標については、令和4年3月31日現在、遊休農地のA区分が約51haあり、その内、容易に解消できる緑区分が42ha、解消が困難な黄区分が8haです。課題は大規模農家が廃業されるなかで、条件の悪い圃場などの受け手を探すのに困難になっていることです。緑区分の解消目標は、現在の5分の1の面積を記入することになっているので8haとしております。また、黄区分の解消目標は工程表を策定することになっております。新規発生遊休農地の解消は様式が変更になった関係で令和4年度を基準とするため、0としております。新規参入の促進について、課題は優良農地の確保と初期投資がかかることと考えます。目標は今年

度から、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積となっており、また目標数値は過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上となっており、3年間の平均349haの1割35haとしております。最後に最適化の活動目標については、国は月10日以上、最低でも5日とされていますので、月6日としております。活動については、農地の見回りや日々の農業者との農業に関する立ち話等も含まれます。ただし見回りだけでなく、遊休農地防止や新規就農者の参入促進等バランスよく活動していただきたいと思っております。活動強化月間については、年3回設定することになっており、6月に地区会議をしますので情報共有月間、11月に農地パトロールを取りまとめて利用意向調査をします、利用意向調査配布月間、12月は、人・農地プラン話合い参加月間としております。新規参入相談会への参加目標は、令和5年1月開催予定の農業会議主催の就農準備講座で受講者との意見交換の時間を設けられますので、長浜市で就農希望の方がいましたら、就農内容に合わせて1人、委員に参加していただこうと考えております。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の説明につきましては、以上でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第73号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案、議案第74号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第73号ならびに議案第74号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。裁決については議案ごとに行います。まず議案第73号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について、報告のとおり農業委員会として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案どおり承認することといたします。

(会長)

次に議案第74号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、報告のとおり農業委員会として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案どおり承認することといたします。

なお、本評価、計画等は、法令の定めに基づき、市ホームページ等で公開することとい

たしますのでご了解くださるようお願いいたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から報告事項を説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和4年6月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和4年7月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年7月11日、月曜日の午後1時30分になり、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和4年7月の農地転用の現地調査につきまして、令和4年7月4日、月曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、6番の森川委員、7番の廣部委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

4点目、令和4年6月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年6月21日、火曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は2番の中川委員、17番の小畑委員です。よろしくお願いいたします。

5点目、連絡事項でございます。令和4年度農業施策の説明会及び全員協議会の開催について、をご覧ください。令和4年7月11日の月曜日、午前10時より、会場は高月支所、3階、3B会議室で予定をしております。内容については、1つ目、令和4年度農業振興施策等の説明会の開催です。これは昨年10月27日付けで市長に、令和4年度長浜市農業施策に関する意見書を提出させていただいたことを受け、令和4年度予算への反映状況について昨年の事業実績と併せて、市農林担当部局の職員に出席いただき、ご説明をいただきます。その後意見交換を行い、本年度の意見具申につなげていきたいと考えており、毎年行っているものです。2つ目、7月から8月に実施予定の農地パトロールの実施について、事務局よりご説明させていただきます。また、その他連絡事項や意見交換などを行う予定です。午後の定例総会と合わせ1日となりますが、ご出席をお願いします。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)